

令和5年度

第2回東海市上下水道運営審議会資料

令和5年10月27日

【目次】

4	使用料改定の必要性について（改定の理由）	1
5	使用料改定について	3
5.1	基本目標の設定（150 円/m ³ ）と平均改定率	3
5.2	使用水量ごとの使用料試算	5
5.3	近隣市及び類似都市の使用料体系	6
5.4	近隣市及び類似都市の水量段階別使用料	9
5.5	近隣市との下水道使用料・水道料金の比較	10
5.6	段階的改定の必要性について	11
5.7	事務局案提示	11

4 使用料改定の必要性について（改定の理由）

経費回収率と使用料単価等の現状と今後の見通しを表 4.1.1、図 4.1.1 に示します。

本市ではこれまでも恒常的な費用の削減などに努めてまいりましたが、現在の経営状況は、本来使用料で賄うべき汚水処理費に対して、令和 4 年度は使用料収入が約 3 億円不足（＝損失額が約 3 億円）、令和 4 年度末で累積約 9 億円不足している状況です。

また、節水型設備の普及拡大や節水意識の定着による使用料収入の減少、燃料費や電気料金の高騰及び、下水道施設の老朽化に伴う更新費用により、今後の下水道事業の経営環境は、一段と厳しさを増すことが予想されます。

令和 5 年度から令和 10 年度の今後の見通しでは、損失額は毎年約 3.2 億円～3.4 億円、経費回収率は 75.5%です。

このようなことから、下水道を整備し、衛生的な生活環境の持続を目指すため、今後も引き続き様々な経営健全化の施策に取り組んでまいります。使用料の改定が、使用者の皆様に負担をお願いすることとなる下水道使用料の改定が必要な状況です。

表 4.1.1 経費回収率と使用料単価等の現状と今後の見通し

実績←							→予測					
項 目	記号	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
下水道使用料 (百万円)	①	1,008	862	989	995	986	994	1,003	1,011	1,019	1,029	1,041
汚水処理費 (百万円)	②	1,224	1,244	1,310	1,319	1,310	1,317	1,329	1,340	1,350	1,364	1,379
収 支 (百万円)	③	-216	-383	-322	-324	-324	-323	-326	-329	-331	-335	-338
有収水量 (m ³ /日)	④	22,274	22,675	23,857	24,047	23,893	24,062	24,282	24,474	24,654	24,904	25,190
使用料単価 (円/m ³)	⑤	124	104	114	113	113	113	113	113	113	113	113
汚水処理原価 (円/m ³)	⑥	151	150	151	150	150	150	150	150	150	150	150
経費回収率	⑦	82.4%	69.2%	75.4%	75.4%	75.3%	75.5%	75.5%	75.4%	75.5%	75.5%	75.5%

※③＝①－②、⑤＝①／(④×365)×10⁶、⑥＝②／(④×365)×10⁶、⑦＝①／②

※出典：令和5年度～令和10年度は水道部が独自算出した将来推計値

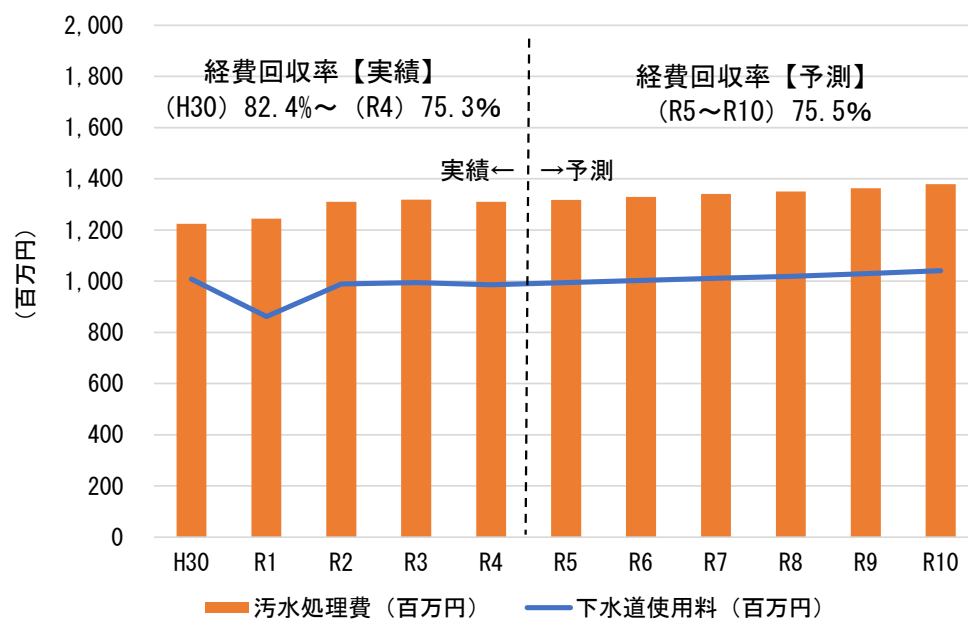


図 4.1.1 経費回収率と使用料単価等の現状と今後の見通し

5 使用料改定について

5.1 基本目標の設定（150 円/㎡）と平均改定率

5.1.1 使用料体系の検討方針

使用料改定の基本目標は、改定後の下水道使用料により污水处理費と下水道使用料が同額となること（＝経費回収率が 100%）、すなわち、使用料単価が污水处理原価と同額の 150 円/㎡になることです。

使用料体系の検討方針を以下に示します。

- （１）現行と同様に基本使用料と、超過使用料の二部使用料制を継続します。
- （２）経営の安定化と使用者間の公平性を図るために、基本使用料（800 円）は現状のままですが、基本水量（超過使用料 10 ㎡までは負担なし）を廃止し、超過使用料における段階別水量の水量区分に 1 ㎡から 10 ㎡を新規で設定します。
- （３）超過使用料 11 ㎡以上については、使用料単価を改定します。
- （４）大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦する観点から、累進逓増使用料制を継続します。

5.1.2 改定後の下水道使用料案

改定後の下水道使用料案は、ケース①からケース⑩（目標となる使用料単価 150 円/㎡）まで段階的に値上げし、表 5.1.1 に示します。

- （１）基本使用料 800 円は、全ケース現状のままです。なお、「下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年度版 公益社団法人日本下水道協会」における算定方法に基づき、污水处理費から本市の基本使用料を算定すると 1,250 円（税抜き）となります。
- （２）超過水量 1 ㎡から 10 ㎡の使用料単価目標は、以下理由から 45 円/㎡とします。
 - 基本使用料は本来、上記のとおり 1,250 円（税抜）であることが適正です。
 - 基本使用料を上げるということは、少量しか使用しない世帯に使用料引き上げの影響が大きくなることから、使用者全体に使用量に応じてまんべんなく使用料が上がるように、1～10 ㎡の使用料単価を設定します。
 - 基本使用料は 800 円で固定し、適正な基本使用料 1,250 円との差額 450 円を超過水量 1 ㎡から 10 ㎡の使用料で補うものとして以下の通り算定し、同水量区分の使用料単価を 45 円/㎡とします。

$$\begin{aligned}
& \text{超過水量 } 1 \text{ m}^3 \text{ から } 10 \text{ m}^3 \text{ の使用料単価} \\
& = (1,250 \text{ 円} - 800 \text{ 円}) \div 10 \text{ m}^3 \\
& = 450 \text{ 円/m}^3 \div 10 \text{ m}^3 \\
& = 45 \text{ 円/m}^3
\end{aligned}$$

(3) 超過水量 1 m³ から 10 m³ の使用料単価は、ケース①からケース⑧まで 5 円/m³ 単位で段階的に増加し、ケース①が 10 円/m³、ケース⑩が 45 円/m³ です。ケース①からケース⑧における超過水量 11 m³ 以上の使用料単価は固定（改定無し）です。

(4) ケース⑨及びケース⑩の超過水量 1 m³ から 10 m³ の使用料単価は 45 円/m³ です。ケース⑨及びケース⑩の超過水量 11 m³ 以上の使用料単価は、水量区分ごとの有収水量の比率で改定します。

表 5.1.1 現行及びケース別の下水道使用料案

項 目		1ヶ月の下水道使用料 [税抜き]					経 費 回収率	使用料 単 価 (円/㎡)	平 均 改定率	
		基 本 使用料 (円)	超過使用料 (円/㎡)							
			1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡				51㎡～
現行使用料		800	－	95	130	165	210	75%	113	－
改 定	ケース ①	800	10	95	130	165	210	79%	118	4.4%
	ケース ②		15	95	130	165	210	80%	120	6.2%
	ケース ③		20	95	130	165	210	82%	123	8.8%
	ケース ④		25	95	130	165	210	83%	125	10.6%
	ケース ⑤		30	95	130	165	210	85%	127	12.4%
	ケース ⑥		35	95	130	165	210	86%	130	15.0%
	ケース ⑦		40	95	130	165	210	88%	132	16.8%
	ケース ⑧		45	95	130	165	210	90%	134	18.6%
	ケース ⑨		45	113	149	175	218	95%	143	26.5%
	ケース ⑩		45	125	164	192	240	100%	150	32.7%

※下段の（ ）内は現行使用料からの増加額 ※経費回収率は整数表示である。

※平均改定率（%）＝[（Case別使用料単価÷現行使用料単価113円/m³）－1]×100

5.2 使用水量ごとの使用料試算

現行及びケース別の使用水量ごとの1ヶ月当たり下水道使用料、増加額及び改定率を表5.2.1、図5.2.1に示します。

表 5.2.1 現行及びケース別の使用水量ごとの1ヶ月当たり下水道使用料、増加額及び改定率

水 量	1ヶ月当たり下水道使用料 (円：税込み)											増 加 額 (円：税込み)										改 定 率									
	現 行	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	ケース⑩	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	ケース⑩	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	ケース⑩
	113円/㎡	118円/㎡	120円/㎡	123円/㎡	125円/㎡	127円/㎡	130円/㎡	132円/㎡	134円/㎡	143円/㎡	150円/㎡	118円/㎡	120円/㎡	123円/㎡	125円/㎡	127円/㎡	130円/㎡	132円/㎡	134円/㎡	143円/㎡	150円/㎡	118円/㎡	120円/㎡	123円/㎡	125円/㎡	127円/㎡	130円/㎡	132円/㎡	134円/㎡	143円/㎡	150円/㎡
0㎡	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5㎡	880	930	960	990	1,010	1,040	1,070	1,100	1,120	1,120	1,120	50	80	110	130	160	190	220	240	240	240	5.7%	9.1%	12.5%	14.8%	18.2%	21.6%	25.0%	27.3%	27.3%	27.3%
10㎡	880	990	1,040	1,100	1,150	1,210	1,260	1,320	1,370	1,370	1,370	110	160	220	270	330	380	440	490	490	490	12.5%	18.2%	25.0%	30.7%	37.5%	43.2%	50.0%	55.7%	55.7%	55.7%
15㎡	1,400	1,510	1,560	1,620	1,670	1,730	1,780	1,840	1,890	1,990	2,060	110	160	220	270	330	380	440	490	590	660	7.9%	11.4%	15.7%	19.3%	23.6%	27.1%	31.4%	35.0%	42.1%	47.1%
20㎡	1,920	2,030	2,090	2,140	2,200	2,250	2,310	2,360	2,420	2,610	2,750	110	170	220	280	330	390	440	500	690	830	5.7%	8.9%	11.5%	14.6%	17.2%	20.3%	22.9%	26.0%	35.9%	43.2%
25㎡	2,640	2,750	2,800	2,860	2,910	2,970	3,020	3,080	3,130	3,430	3,650	110	160	220	270	330	380	440	490	790	1,010	4.2%	6.1%	8.3%	10.2%	12.5%	14.4%	16.7%	18.6%	29.9%	38.3%
30㎡	3,350	3,460	3,520	3,570	3,630	3,680	3,740	3,790	3,850	4,250	4,550	110	170	220	280	330	390	440	500	900	1,200	3.3%	5.1%	6.6%	8.4%	9.9%	11.6%	13.1%	14.9%	26.9%	35.8%
50㎡	6,980	7,090	7,150	7,200	7,260	7,310	7,370	7,420	7,480	8,100	8,770	110	170	220	280	330	390	440	500	1,120	1,790	1.6%	2.4%	3.2%	4.0%	4.7%	5.6%	6.3%	7.2%	16.0%	25.6%
100㎡	18,530	18,640	18,700	18,750	18,810	18,860	18,920	18,970	19,030	20,090	21,970	110	170	220	280	330	390	440	500	1,560	3,440	0.6%	0.9%	1.2%	1.5%	1.8%	2.1%	2.4%	2.7%	8.4%	18.6%
200㎡	41,630	41,740	41,800	41,850	41,910	41,960	42,020	42,070	42,130	44,070	48,370	110	170	220	280	330	390	440	500	2,440	6,740	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	1.1%	1.2%	5.9%	16.2%

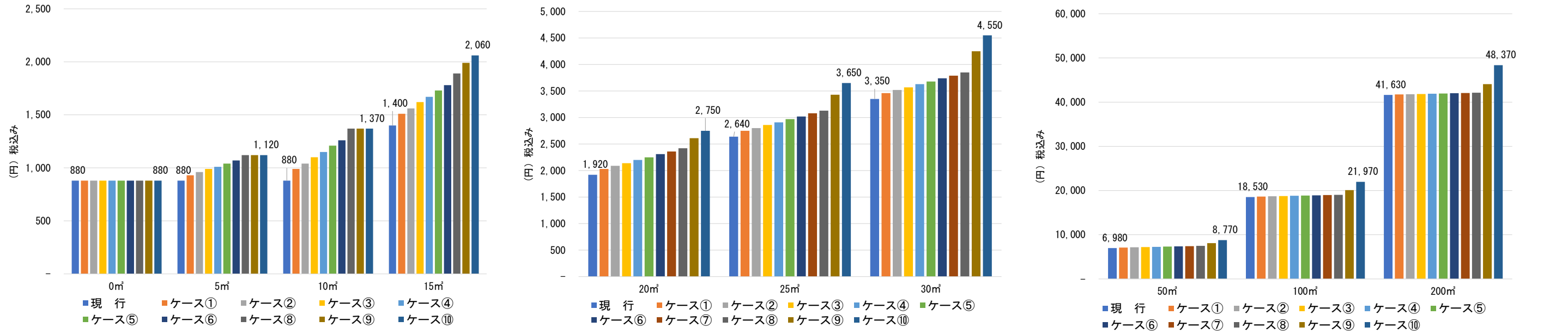


図 5.2.1 現行及びケース別の使用水量ごとの1ヶ月当たり下水道使用料

5.3 近隣市及び類似都市の使用料体系

使用料体系について、本市の現行と改定（ケース①～ケース⑩）、近隣市及び類似都市¹（令和５年度）を表 5.3.1 に示します。

表 5.3.1 本市の現行と改定、近隣市及び類似都市（令和５年度）の使用料体系

（税抜き）

市 町 名		経 費 回収率	基 本 使用料 (円)	超 過 使 用 料 (円/㎡)								
				～10㎡	11～20㎡	～30㎡	～40㎡	～50㎡	～100㎡	～500㎡	500㎡～	
東 海 市	現行使用料		75%	800		95	130	165		210		
	改 定	ケース①	79%	800	10	95	130	165		210		
		ケース②	80%		15							
		ケース③	82%		20							
		ケース④	83%		25							
		ケース⑤	85%		30							
		ケース⑥	86%		35							
		ケース⑦	88%		40							
		ケース⑧	90%		45							
		ケース⑨	95%		45							
	ケース⑩	100%	45	125	164	192		240				
大 府 市	現行使用料		750	5	85		100		115	130	160	
	R7.4改定		800	10	95		110		125	145	175	
知多市			380	53	111	121		131		141		
半田市			600	60	105	130	145		180	250		
常滑市			300	50	75	110	130	140	165	200	230	
瀬戸市			750		85	95			105	110		
尾張旭市			600	70	90	120			150			
日進市			600	30	100	110	130	150	200	220		
平 均			569	44.7								

※平均は基本使用料及び超過使用料”～10㎡”とし、東海市及び大府市（R7.4改定）を除いて算定。

※経費回収率は整数表示である。

本市、近隣市及び類似都市の基本使用料を図 5.3.1、超過使用料（東海市の現行、ケース①～ケース⑩）を図 5.3.2、超過使用料（東海市〔現行とケース⑩〕、近隣市及び類似都市）を図 5.3.3 に示します。

¹ 総務省の下水道事業の類似団体区分によると本市は、①処理区域内人口区分が３万人以上１０万人未満、②処理区域内人口密度区分が５０人/ha以上７５人/ha未満、③供用開始後年数別区分が３０年以上の「Bc1グループ」に該当する。この「Bc1グループ」で、愛知県内の単独公共下水道事業を実施している瀬戸市、尾張旭市及び日進市を選定する。

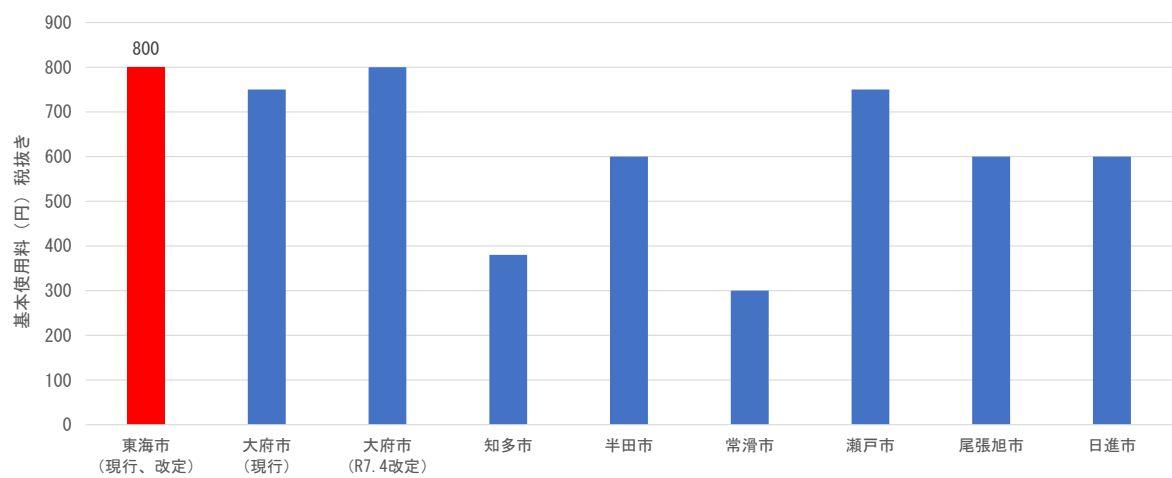


図 5.3.1 基本使用料（東海市、近隣市及び類似都市）

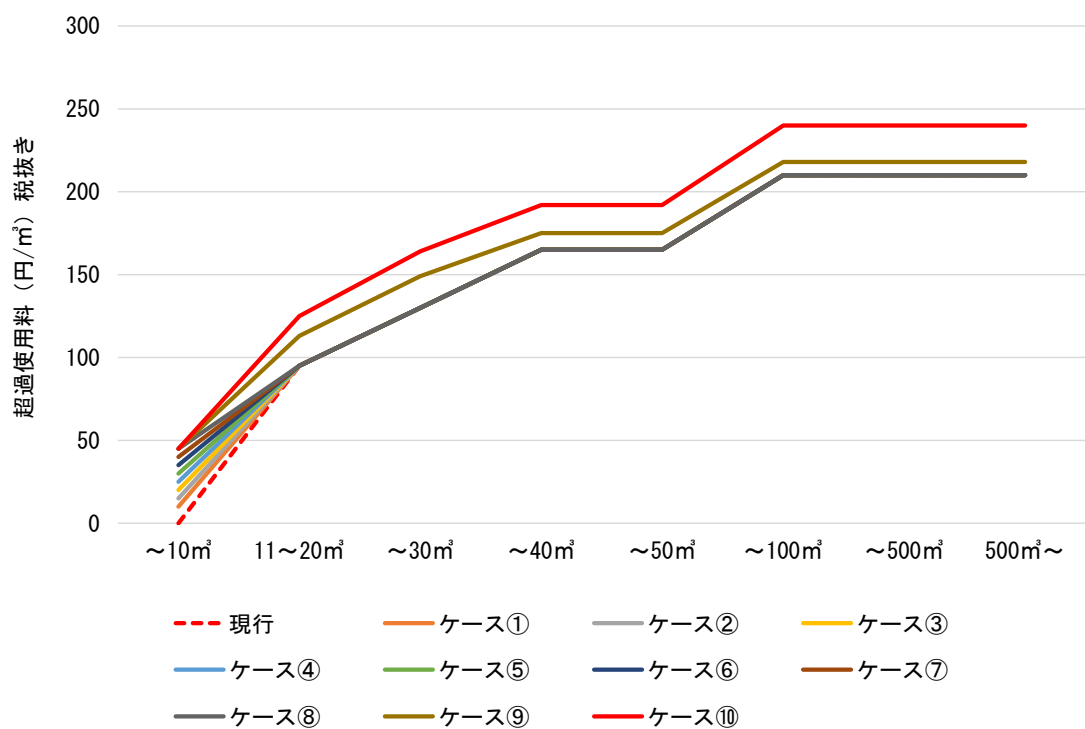


図 5.3.2 超過使用料（東海市の現行、ケース①～ケース⑩）

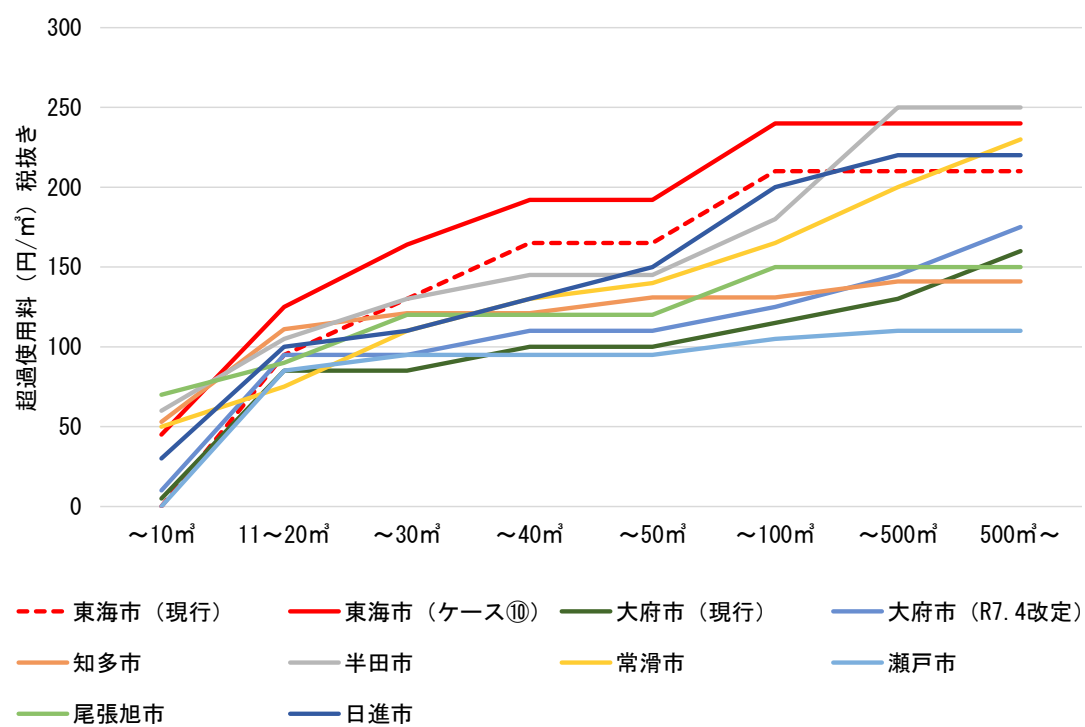


図 5.3.3 超過使用料 (東海市 [現行とケース⑩]、近隣市及び類似都市)

5.4 近隣市及び類似都市の水量段階別使用料

1ヶ月当たりの水量段階別使用料について、本市の現行と改定、近隣市及び類似都市を表 5.4.1、図 5.4.1 に示します。

表 5.4.1 本市、近隣市及び類似都市の1ヶ月当たり水量段階別使用料（税込み）

(単位：円) 税込み

水 量	東 海 市											大府市		知多市	半田市	常滑市	瀬戸市	尾張旭市	日進市	【参考】 本市除く 7市平均
	現 行	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	ケース⑩									
	113円/㎡	118円/㎡	120円/㎡	123円/㎡	125円/㎡	127円/㎡	130円/㎡	132円/㎡	134円/㎡	143円/㎡	150円/㎡	現 行	R7.4改定							
0㎡	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	820	880	418	660	330	825	660	660	625
5㎡	880	930	960	990	1,010	1,040	1,070	1,100	1,120	1,120	1,120	850	930	709	990	605	825	1,045	825	836
10㎡	880	990	1,040	1,100	1,150	1,210	1,260	1,320	1,370	1,370	1,370	880	990	1,001	1,320	880	825	1,430	990	1,047
15㎡	1,400	1,510	1,560	1,620	1,670	1,730	1,780	1,840	1,890	1,990	2,060	1,340	1,510	1,611	1,890	1,292	1,293	1,925	1,540	1,556
20㎡	1,920	2,030	2,090	2,140	2,200	2,250	2,310	2,360	2,420	2,610	2,750	1,810	2,030	2,222	2,470	1,705	1,760	2,420	2,090	2,068
25㎡	2,640	2,750	2,800	2,860	2,910	2,970	3,020	3,080	3,130	3,430	3,650	2,280	2,550	2,887	3,190	2,310	2,283	3,080	2,695	2,675
30㎡	3,350	3,460	3,520	3,570	3,630	3,680	3,740	3,790	3,850	4,250	4,550	2,750	3,080	3,553	3,900	2,915	2,805	3,740	3,300	3,280
50㎡	6,980	7,090	7,150	7,200	7,260	7,310	7,370	7,420	7,480	8,100	8,770	4,950	5,500	6,325	7,090	5,885	4,895	6,380	6,380	5,986
100㎡	18,530	18,640	18,700	18,750	18,810	18,860	18,920	18,970	19,030	20,090	21,970	11,270	12,370	13,530	16,990	14,960	10,670	14,630	17,380	14,204
200㎡	41,630	41,740	41,800	41,850	41,910	41,960	42,020	42,070	42,130	44,070	48,370	25,570	28,320	29,040	44,490	36,960	22,770	31,130	41,580	33,077

※”【参考】本市除く7市平均”の大府市は"現行"を対象としている。

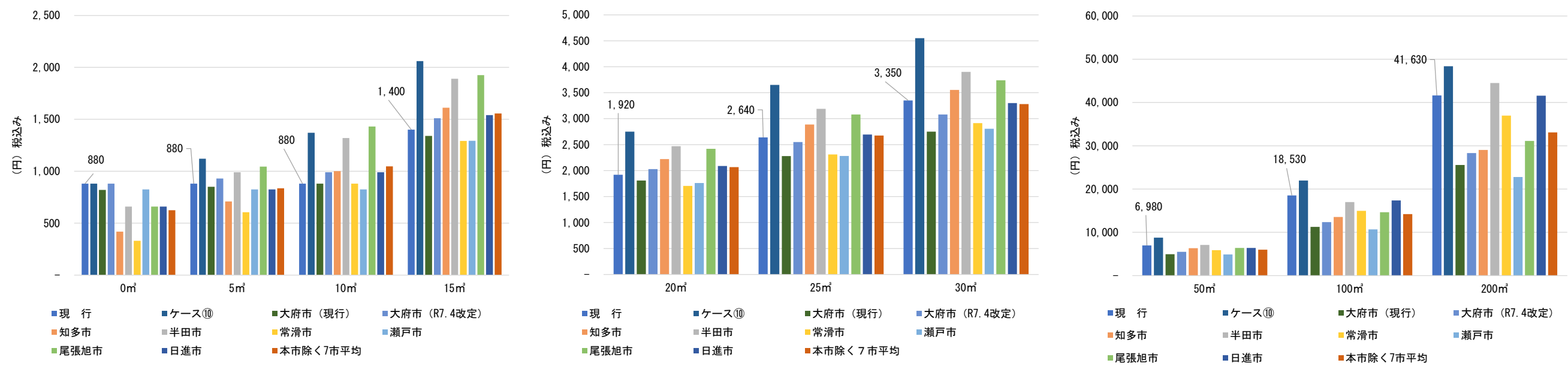


図 5.4.1 本市（現行及びケース⑩）、近隣市及び類似都市の1ヶ月当たり水量段階別使用料（税込み）

5.5 近隣市との下水道使用料・水道料金の比較

2人世帯及び4人世帯における2ヶ月分の下水道使用料・水道料金について、本市の現行と改定及び、近隣市を表 5.5.1、図 5.5.1 に示します。

表 5.5.1 2人世帯及び4人世帯における本市及び近隣市の下水道使用料・水道料金

項 目	期 間		2ヶ月分 税込 ※（ ）内は税抜き価格																
	自治体名		東 海 市										大 府 市		半 田 市		知 多 市	常 滑 市	
			現行使用料	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨							ケース⑩
	基本使用料		－	固 定										R4. 10. 1 改定	R7. 4. 1 改定	R5. 4. 1 改定	R8以降 改定	H29. 6	H13. 4
	超 過 使用料	1～10㎡単価	－	11.0 円 (10.0 円)	16.5 円 (15.0 円)	22.0 円 (20.0 円)	27.5 円 (25.0 円)	33.0 円 (30.0 円)	38.5 円 (35.0 円)	44.0 円 (40.0 円)	49.5 円 (45.0 円)	49.5 円 (45.0 円)	49.5 円 (45.0 円)						
		11㎡～の単価	－	固 定								改 定							
	経費回収率		75%	79%	80%	82%	83%	85%	86%	88%	90%	95%	100%	58%	－	78%	－	98%	88%
2人世帯 (16㎡)	下水道使用料		3,000	3,220	3,340	3,440	3,560	3,660	3,780	3,880	4,000	4,240	4,400	2,880	3,220	4,020	－	3,467	2,750
	水道料金		4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,700	4,700	3,560	－	4,281	4,941
	合 計		7,180	7,400	7,520	7,620	7,740	7,840	7,960	8,060	8,180	8,420	8,580	7,580	7,920	7,580	－	7,748	7,691
4人世帯 (25㎡)	下水道使用料		5,280	5,500	5,600	5,720	5,820	5,940	6,040	6,160	6,260	6,860	7,300	4,560	5,100	6,380	－	5,775	4,620
	水道料金		6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	7,640	7,640	5,740	－	6,666	7,469
	合 計		11,880	12,100	12,200	12,320	12,420	12,540	12,640	12,760	12,860	13,460	13,900	12,200	12,740	12,120	－	12,441	12,089

※大府市、半田市、知多市及び常滑市の経費回収率は令和3年度の値であり、大府市と半田市は使用料改定前である。

※経費回収率は整数表示である。

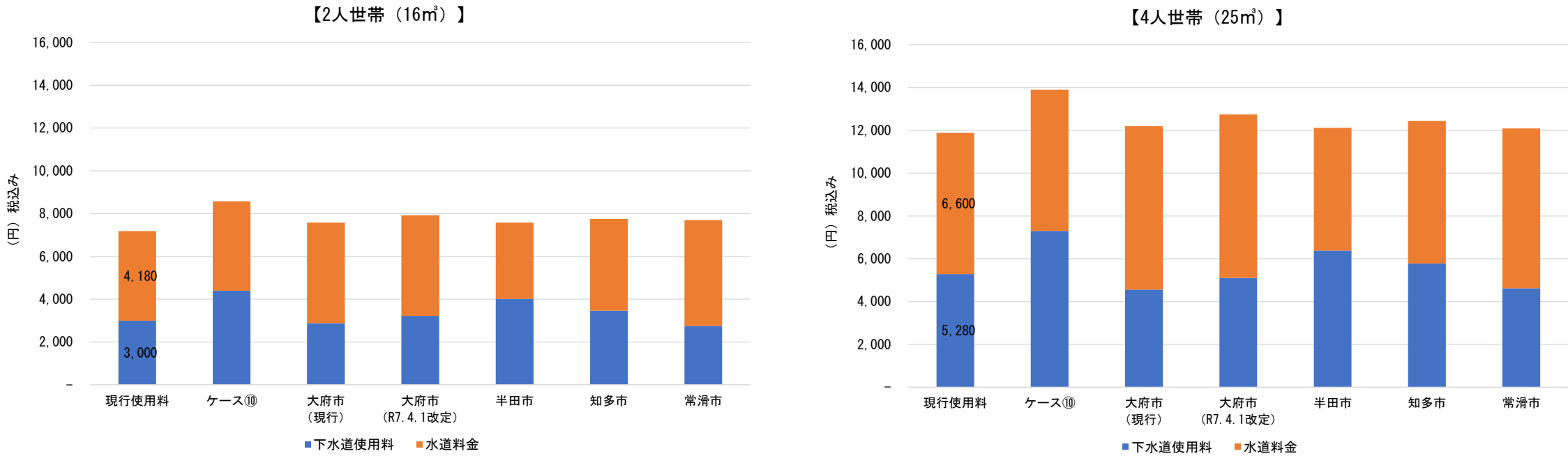


図 5.5.1 2人世帯及び4人世帯における本市（現行及びケース⑩）及び近隣市の下水道使用料・水道料金

5.6 段階的改定の必要性について

改定後の使用料単価について、現行使用料（113 円/m³）から目標となるケース⑩（150 円/m³）は 37 円/m³増加し、平均改定率は約 33%です。

今回の使用料改定は、近隣市と比較したうえで、利用者様の急激な負担とならないようにするため、使用料改定を何回かに分けた段階的な使用料の改定について検討します。

5.7 事務局案提示

事務局では段階的な使用料の改定案として 1 回改定、2 回改定及び 3 回改定の 3 案について検討しています（表 5.7.1）。

- 1 回改定案：第 1 回改定（150 円/m³）
- 2 回改定案：第 1 回改定（132 円/m³）、第 2 回改定（150 円/m³）
- 3 回改定案：第 1 回改定（123 円/m³）、第 2 回改定（134 円/m³）、
第 3 回改定（150 円/m³）

途中段階の使用料の改定（2 回改定案の第 1 回改定、3 回改定案の第 1 回改定及び第 2 回改定）は超過使用料 1~10 m³を新規設定し、同水量区分の改定を行いますが、超過使用料 11 m³以上は固定（改定無し）です。

表 5.7.1 下水道使用料改定の事務局提示案

【1回改定案】

項 目		1ヶ月の下水道使用料　〔税抜き〕					経 費 回収率	使用料 単 価 (円/㎡)	平 均 改定率	損失額 (円/㎡)	損失額 (百万円)	
		基 本 使用料 (円)	超過使用料　(円/㎡)									
			1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡						51㎡～
現行使用料		800	－	95	130	165	210	75%	113	－	37	324
改 定	1回目	800	45	125	164	192	240	100%	150	32.7%	－	－

【2回改定案】

項 目		1ヶ月の下水道使用料 〔税抜き〕					経 費 回収率	使用料 単 価 (円/㎡)	平 均 改定率	損失額 (円/㎡)	損失額 (百万円)	
		基 本 使用料 (円)	超過使用料 (円/㎡)									
			1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡						51㎡～
現行使用料		800	－	95	130	165	210	75%	113	－	37	324
改 定	1回目	800	40	95	130	165	210	88%	132	16.8%	18	157
	2回目		45	125	164	192	240	100%	150	32.7%	－	－

【3回改定案】

項 目		1ヶ月の下水道使用料　〔税抜き〕					経 費 回収率	使用料 単 価 (円/㎡)	平 均 改定率	損失額 (円/㎡)	損失額 (百万円)	
		基 本 使用料 (円)	超過使用料　(円/㎡)									
			1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡						51㎡～
現行使用料		800	－	95	130	165	210	75%	113	－	37	324
改 定	1回目	800	20	95	130	165	210	82%	123	8.8%	27	235
	2回目		45	95	130	165	210	90%	134	18.6%	16	140
	3回目		45	125	164	192	240	100%	150	32.7%	－	－

※平均改定率(%)＝[使用料単価÷現行使用料単価113円/㎡]－1]×100

※改定の損失額(百万円)＝損失額(円/㎡)×令和4年度有収水量 23,893㎡/日×365÷10⁶

1 回改定案、2 回改定案及び 3 回改定案における 2 人世帯及び 4 人世帯の下水道使用料・水道料金等を表 5.7.2 に示します。

表 5.7.2 改定案における 2 人世帯及び 4 人世帯の下水道使用料・水道料金等

【1 回で改定する場合の案】

項 目			現 行 使用料	改定案
				1回目
経費回収率			75%	100%
2ヶ月分 税込み (円)	2人世帯 (16m ³)	下 水 道 使 用 料	3,000	4,400
		水道料金	4,180	4,180
		合 計	7,180	8,580 (1,400)
	4人世帯 (25m ³)	下 水 道 使 用 料	5,280	7,300
		水道料金	6,600	6,600
		合 計	11,880	13,900 (2,020)

※()内は現行使用料から、改定による値上げ分使用料

【2 回で改定する場合の案】

項 目			現 行 使用料	改 定 案	
				1 回目	2 回目
経費回収率			75%	88%	100%
2ヶ月分 税込み (円)	2人世帯 (16m ³)	下 水 道 使 用 料	3,000	3,880	4,400
		水道料金	4,180	4,180	4,180
		合 計	7,180	8,060 (880)	8,580 (1,400)
	4人世帯 (25m ³)	下 水 道 使 用 料	5,280	6,160	7,300
		水道料金	6,600	6,600	6,600
		合 計	11,880	12,760 (880)	13,900 (2,020)

※()内は現行使用料から、改定による値上げ分使用料

【3 回で改定する場合の案】

項 目			現 行 使用料	改 定 案		
				1 回目	2 回目	3 回目
経費回収率			75%	82%	90%	100%
2ヶ月分 税込み (円)	2人世帯 (16m ³)	下 水 道 使 用 料	3,000	3,440	4,000	4,400
		水道料金	4,180	4,180	4,180	4,180
		合 計	7,180	7,620 (440)	8,180 (1,000)	8,580 (1,400)
	4人世帯 (25m ³)	下 水 道 使 用 料	5,280	5,720	6,260	7,300
		水道料金	6,600	6,600	6,600	6,600
		合 計	11,880	12,320 (440)	12,860 (980)	13,900 (2,020)

※()内は現行使用料から、改定による値上げ分使用料

